

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
当座預金 (福祉金庫)	北海道銀行洞爺支店		低所得世帯に対する応急資金			347,439
普通預金 (一般会計)	伊達信用金庫虻田支店		回転資金			3,352,158
普通預金 (信金預り金)	伊達信用金庫虻田支店		社会保険料等一時預り金			857,914
普通預金 (道銀預り金)	北海道銀行洞爺支店		定期預金利息一時預り金			7
普通預金 (ホームヘルプサービス)	伊達信用金庫虻田支店		介護保険事業利用者利用料一時預り金			207,581
定期預金 (郵便局)	ゆうちょ銀行		回転資金			200,000
			小計			4,965,099
未収金	本所・支所		介護保険・利用料など			3,843,106
前払金	本所		リサイクル費用			10,610
前払費用	本所・支所		リサイクル費用			26,060
仮払金	本所・支所		事業に対する保険料として			259,560
			流動資産合計	0	0	9,104,435
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	伊達信用金庫虻田支店		基本財産			1,000,000
			基本財産合計	0	0	1,000,000
(2) その他の固定資産						
車輜運搬具	日産ウイングロード (共同募金)		移動支援事業に使用のため	1,658,890	1,658,889	1
	トヨタハイエース		移動支援事業に使用のため	3,748,458	3,748,457	1
	除却		廃車のため	-3,748,458	-3,748,457	-1
	スズキワゴンR		移動支援事業に使用のため	1,240,520	1,240,519	1
	トヨタセレナアンシャンテ		デイサービス事業に使用のため	1,221,769	1,221,768	1
	三菱ミニキャブバン		ホームヘルプ事業に使用のため	1,077,000	1,076,999	1
	スズキアルト		ホームヘルプ事業に使用のため	947,473	947,472	1
	ニッサンセレナ (ウエルキャブ)		デイサービス事業に使用のため	3,038,240	1,268,465	1,769,775
	ホンダステップワゴン		移動支援事業に使用のため	1,812,600	655,858	1,156,742
	ダイハツミライース		生活支援整備事業に使用のため	965,143	462,462	502,681
	ダイハツミライース (ヘルパー)		ホームヘルプ事業に使用のため	938,380	390,991	547,389
	トヨタハイエース (ルデ [®] イキャブ [®])		移動支援事業に使用のため	4,166,718	463,894	3,702,824
			小計			7,679,416
器具及び備品	本所・支所		パソコン・テレビ等	1,847,636	1,667,166	180,470
交通遊児基金 (郵便局)	ゆうちょ銀行		交通遊児のため			80,000
社会福祉事業基金 (信金)	伊達信用金庫虻田支店		社会福祉事業のため			3,294,473
社会福祉事業基金 (JA)	とうや湖農協		社会福祉事業のため			500,000
福祉金庫貸付金	北海道銀行洞爺支店		福祉金庫貸付残			451,000
退職手当積立基金預け金	北海道民間共済会		職員退職金			8,939,245
			その他の固定資産合計	18,914,369	11,054,483	21,124,604
			固定資産合計	18,914,369	11,054,483	22,124,604
			資産合計	18,914,369	11,054,483	31,229,039
II 負債の部						
1 流動負債						
未払金	本所・支所					2,475,419
預り金	本所・支所					333,174
			流動負債合計	0	0	2,808,593
2 固定負債						
退職給付引当金	北海道民間共済会					8,939,245
			固定負債合計	0	0	8,939,245
			負債合計	0	0	11,747,838
			差引純資産	18,914,369	11,054,483	19,481,201

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産 (有形固定資産に限る) についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。